

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人関西生産性本部	「インテリジェントアレー撰壇塾」受講券購入費用	157,500	—	H24.5.31	—	公財	国所管
公益社団法人日本監査役協会	会費(年会費)	100,000	100,000	H24.7.20	当該法人は、昭和49年の商法改正を契機とした設立以来、監査制度の普及・啓発等を図るべく、監査実務指針の公表や監査役相互の研鑽を目的とした会議等の開催など多くの実績を挙げてきている法人であり、提供される情報等により監事機能の強化等に資することができるため。	公社	国所管
特例財団法人高齢者住宅財団	研修参加費(平成24年度高齢者住宅担当研修会等)	168,000	—	H24.8.31 H24.9.10	—	特財	国所管
公益社団法人全国市街地再開発協会	研修参加費(平成24年度全国市街地再開発事業応用研修会等)	110,000	—	H24.10.22	—	公社	国所管
公益社団法人日本都市計画学会	平成24年度都市計画継続教育制度運営に係る負担金	250,000	—	H24.11.20	—	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。